

基労発0509第1号  
平成25年5月9日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の胆管がんに関する労災保険給付に係る周知について

労災補償制度の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質のばく露を受ける業務と胆管がんの関係については、平成25年3月14日の「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」において、ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露は胆管がんの発生につながるとする旨の報告書がとりまとめられ、同日に公表されたところです。

これに伴い、厚生労働省においては、仕事が原因で胆管がんを発症したと認められた場合、労災保険給付が受けられることや、平成25年3月14日までは、胆管がんによる労災保険の請求権の時効は進行しないことを周知するリーフレットを作成いたしました。

つきましては、後日、都道府県労働局から都道府県医師会に対してリーフレットの御活用について依頼いたしますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。